

## 所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例

### (設置)

第1条 所沢市議会基本条例（平成21年条例第1号）第23条の規定に基づく附属機関として、所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、この条例の定めるところによる。

### (所掌事項)

第2条 審議会は、所沢市議会（以下「議会」という。）の議員定数のあり方に関する必要な事項について、議会の諮問に応じて審議し、及び議会に意見を申し出ることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、知識経験を有する者その他議長が必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成24年12月31日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議事をつかさどる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務)

第7条 審議会の会議の事務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会会議の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。